佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会

第2回資料

—水道事業における財政推計結果について—

—下水道事業における財政推計結果について—

—水道料金･下水道使用料における生活保護世帯の減免について—

令和2年10月6日

佐倉市　上下水道部　経営企画課

目次

〇水道事業における財政推計結果について
１．財政推計の概要について　２頁
２．財政推計結果について　４頁
３．財政推計結果のまとめと今後の方向性　１４頁

〇下水道事業における財政推計結果について
４．財政推計の概要について　１６頁
５．財政推計結果について　１８頁
６．財政推計結果のまとめと今後の方向性　２８頁

〇水道料金・下水道使用料における生活保護世帯の減免について
７．生活保護減免に係る検討事項　３０頁
８．生活保護の概要　３３頁
９．生活保護減免の状況　３８頁

１．財政推計の概要について

（1）財政推計の概要について

本財政推計の目的

- 本財政推計の目的は、佐倉市水道事業において、現行の料金を継続した場合の収支状況の見通しを示し、今後の水道事業経営の参考とするとともに、今後の料金のあり方の方向性等を検討する上での材料とすることにあります。

本財政推計の期間

- 令和3度から令和12年度までを財政推計の期間として設定しています。
- 比較検討のため、平成29年度から令和元年度までの実績（決算数値）及び令和2年度の決算見込みを計上しています。なお、佐倉市上下水道ビジョンの計画期間は平成28年度から平成42年度まで（現：令和12年度）となります。

留意点

- 本財政推計結果は、あくまで令和2年10月6日時点の前提条件に基づく結果であり、今後、前提条件等の見直しを行っていくことも想定されます。

２. 財政推計結果について

（1）水道事業の財政推計の主な前提条件（令和2年10月6日時点）

	科目	推計方法	設定理由等
営業収益	料金収入	供給単価×有収水量推計値	有収水量（市人口推計に基づく上下水道部の水需要予測）を推計し、令和元年度の供給単価（190.77円/㎥）を乗じて算出
営業外収益	長期前受金戻入	資産取得額×補助金等の率×減価償却の償却率 ※償却率≒1÷耐用年数	毎年の資産取得のうち補助金等で取得した分を、減価償却に伴い収益化している
	加入負担金	1件当たり平均加入金実績×加入件数推計値	過去5年間に納付された1件当たりの平均加入金を、今後の給水件数の増減に合わせて推計した加入件数に乗じて推計
営業費用	職員給与費	前年度平均職員給与費×佐倉市上下水道部における計画職員数	直近の給与の状況等を踏まえて推計 令和3年度以降は窓口等を業務委託することによる職員数の減少を見込んでいる
	薬品費	自己水源水量1㎥当たり薬品費単価×佐倉市上下水道部による自己水源（井戸）水量計画値	過去5年間の自己水源水量1㎥あたりの薬品費の平均をもとに、今後の自己水源（井戸）水量の増減に合わせて推計
	動力費	過去5年間の平均値	電気の使用量だけでなく原油価格の変動等によっても増減するため過去5ヶ年の平均値とした
	修繕費	過去5年間の平均値	暫定井水量削減後も削減前と同等の修繕の発生を見込む
	受水費	①基本料金単価×認可申込一日最大水量×日数 ②調整基本料金単価×申込一日最大水量×日数 ③使用料金単価×佐倉市上下水道部による受水量計画値 上記の①～③の合計値	印旛広域水道用水供給事業との契約単価（令和2年度時点）が今後も継続するものとして推計 申込水量については令和12年度まで24,500㎥/日として推計
	委託料	佐倉市上下水道部による計画値	委託料は既存のものについては基本的に継続され、金額も同程度であることが多いため、過去5ヶ年の平均値とし、今後新たに発生するものについて上乗せする形で推計
	資産減耗費	建設改良費計画値×建設改良費に対する資産減耗費の比率（過去5ヶ年の平均値）	資産減耗費は建設改良費に比例して発生すると想定し、過去5ヶ年の平均値を使用し推計
	減価償却費	（既存）システムより算出 （新規）資産取得の見込額×償却率 ※償却率≒1÷耐用年数	建設改良費により取得した資産取得額を耐用年数で費用計上

（1）水道事業の財政推計の主な前提条件（令和2年10月6日時点）

	科目	推計方法	設定理由等
営業外費用	支払利息	既存債は、佐倉市上下水道部による計画値 新規債は、償還期間30年・利率0.5%	利率については、直近利率（過去3か年の最大利率）を参考に設定

	科目	推計方法	設定理由等
資本的収入	企業債	当市が考える現預金残高の水準を基本に計上 償還期間30年、据置期間なし、利率0.5%	当市が考える現預金残高（※）を維持しつつ、将来世代の負担増とならぬよう企業債の借入額は、当該年度の償還元金に建設改良費の15%相当額を加算した額を上限に設定。
	他会計負担金	過去5年間の平均（令和2年度のみ予算値）	他会計負担金は消火栓設置に伴うものであり、今後も同等の発生を見込む
	国庫補助金	国庫補助対象となる建設改良事業費×補助率	国庫補助対象となる事業費に補助率を乗じて算出
資本的支出	建設改良費	佐倉市上下水道部による計画値	今後の施設更新、管路耐震化等に係る費用
	企業債償還金	既存債は、既存システムより算出 新規債は、償還期間30年、据置期間なし、利率0.5%	資本的収入_企業債で計上した借入金額から算出した償還額

（※）当市が考える現預金残高

当市水道事業では、災害対応と大幅値上げの回避のため、年間給水収益の1/2程度を確保することが望ましい、と考えています。（基準額としては、15億円～16億円程度）

【理由1：災害対応（災害への備え】

- 現金収入が滞る大規模災害時に、利用者からの収入再開や本格的な復旧工事に着手するまでの期間として6カ月を想定し、それに見合う現預金を保有すべきと考えていること。

【理由2：大幅値上げの回避】

- 当市では、改定時の大幅値上げを回避するため、資産維持費の一部をあらかじめ確保することとし、その額は、水道料金算定要領に定める償却対象資産の3%の1/2、1.5%相当の額が望ましいと考えていること。

（2）水道事業に係る人口・給水件数の推移（令和2年10月6日時点）

水道事業に係る人口、給水件数の推移（令和2年10月6日時点）

- 行政区域内人口、給水人口は、平成29年度以降緩やかに減少していくことが見込まれます。
- 一方、給水件数は、小世帯化の流れもあり、令和元年度までは緩やかな増加傾向にあり、以降は緩やかに減少していくことが見込まれます。

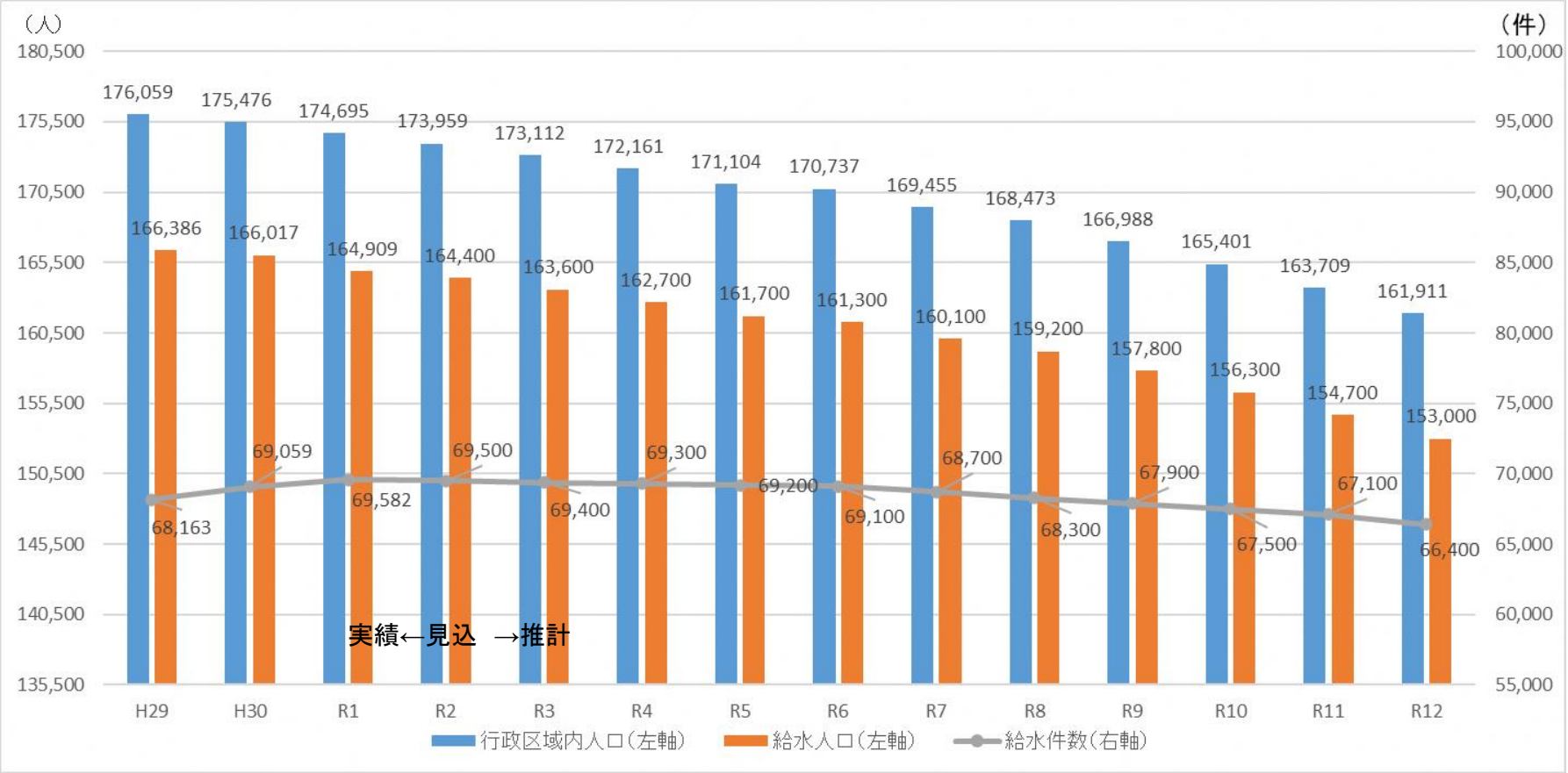

（3）年間配水量・年間有収水量の推移（令和2年10月6日時点）

年間配水量・年間有収水量の推移（令和2年10月6日時点）

- 今後、人口の減少に加えて、節水機器の普及や節水意識の高まりにより、配水量、有収水量ともに緩やかに減少していくことが見込まれます。
- 料金収入に直接影響する有収水量は、令和3年度の16,452千㎥から令和12年度の15,096千㎥までに8．2%の減少が見込まれます。

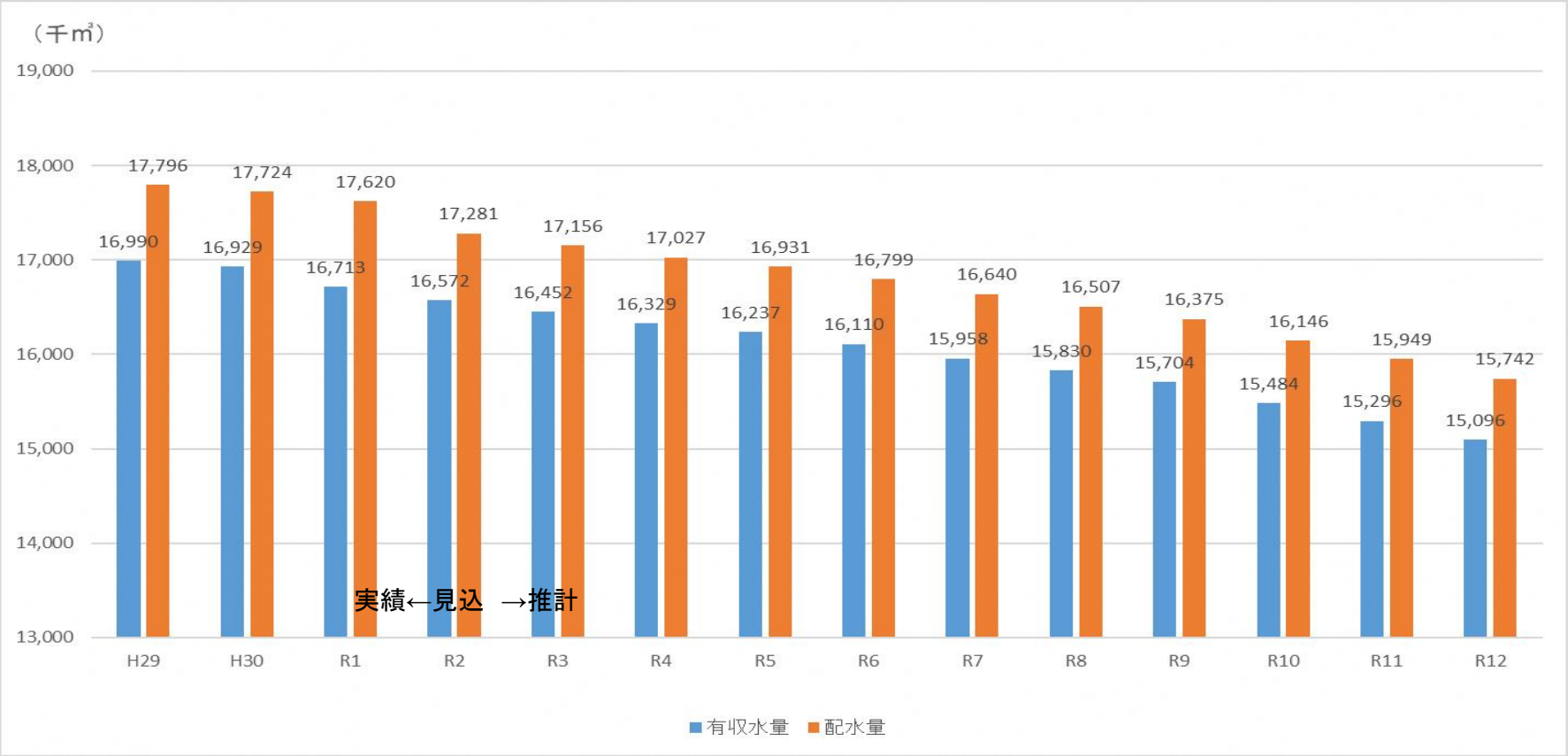

（4）料金収入の推移（令和2年10月6日時点）

料金収入の推移（令和2年10月6日時点）

- 下図は、現行の料金水準・体系が継続された場合の水道料金収入を推計しています。
- 今後、人口減少に加えて節水機器の普及や水道利用者の節水意識の高まりにより、年間有収水量が減少していくものと見込まれます。そのため、今後水道料金収入は減少していくことが見込まれます。
- 料金収入は令和3年度の3,139百万円から令和12年度の2,880百万円までに、約8%減少することが見込まれます。

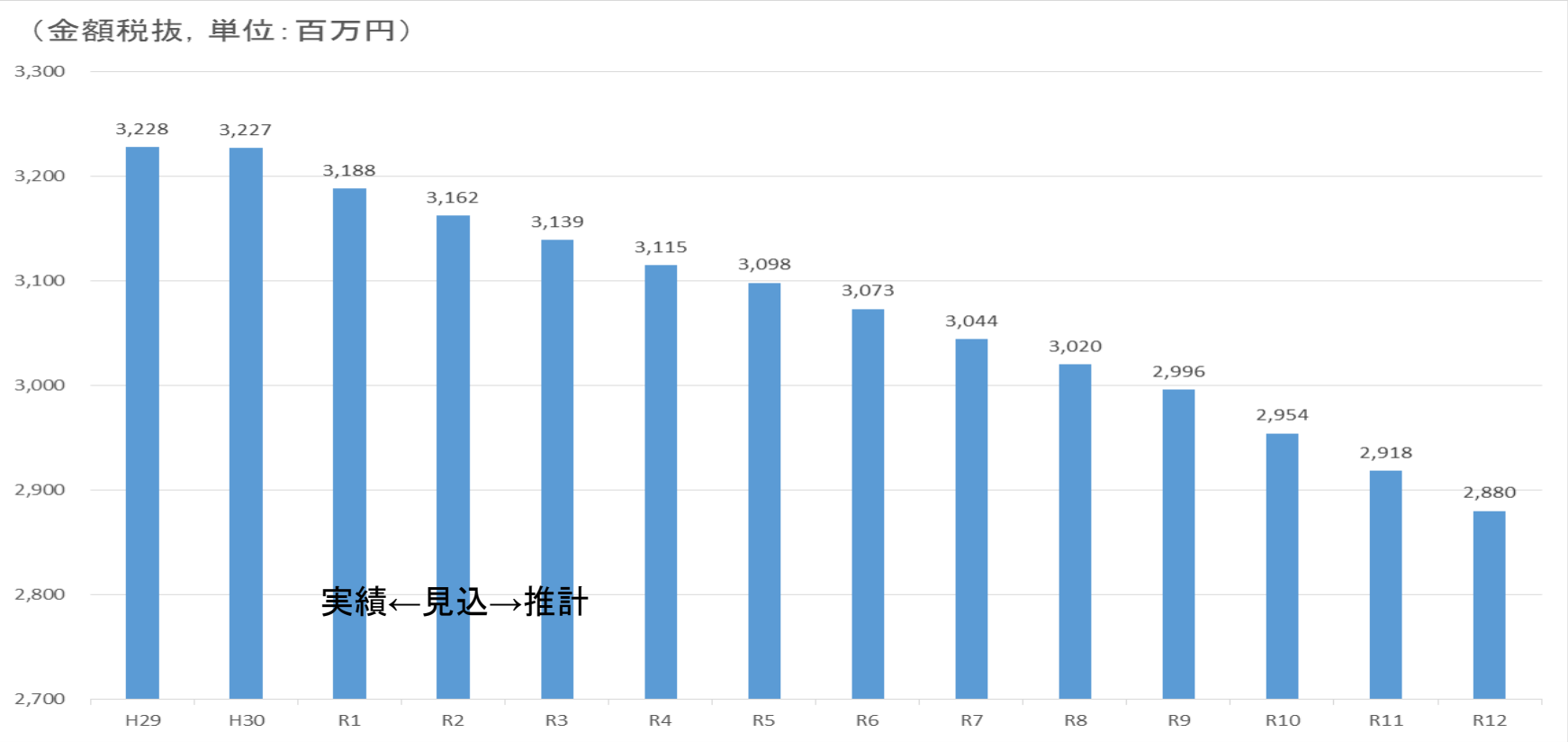

（5）当年度純利益（収益的収支差引）の推移（令和2年10月6日時点）

当年度純利益（収益的収支差引）の推移（令和2年10月6日時点）

- 総収益は料金収入減少により減少が見込まれる一方、総費用のうち受水費はハツ場ダム完成（令和元年度）により、令和2年度から大幅な増加が見込まれます。また、資本的支出の建設改良費増加により減価償却費も増加が見込まれます。
- その結果として、当年度純利益は令和4年度以降赤字となり、以降は赤字額が拡大していくことが見込まれます。

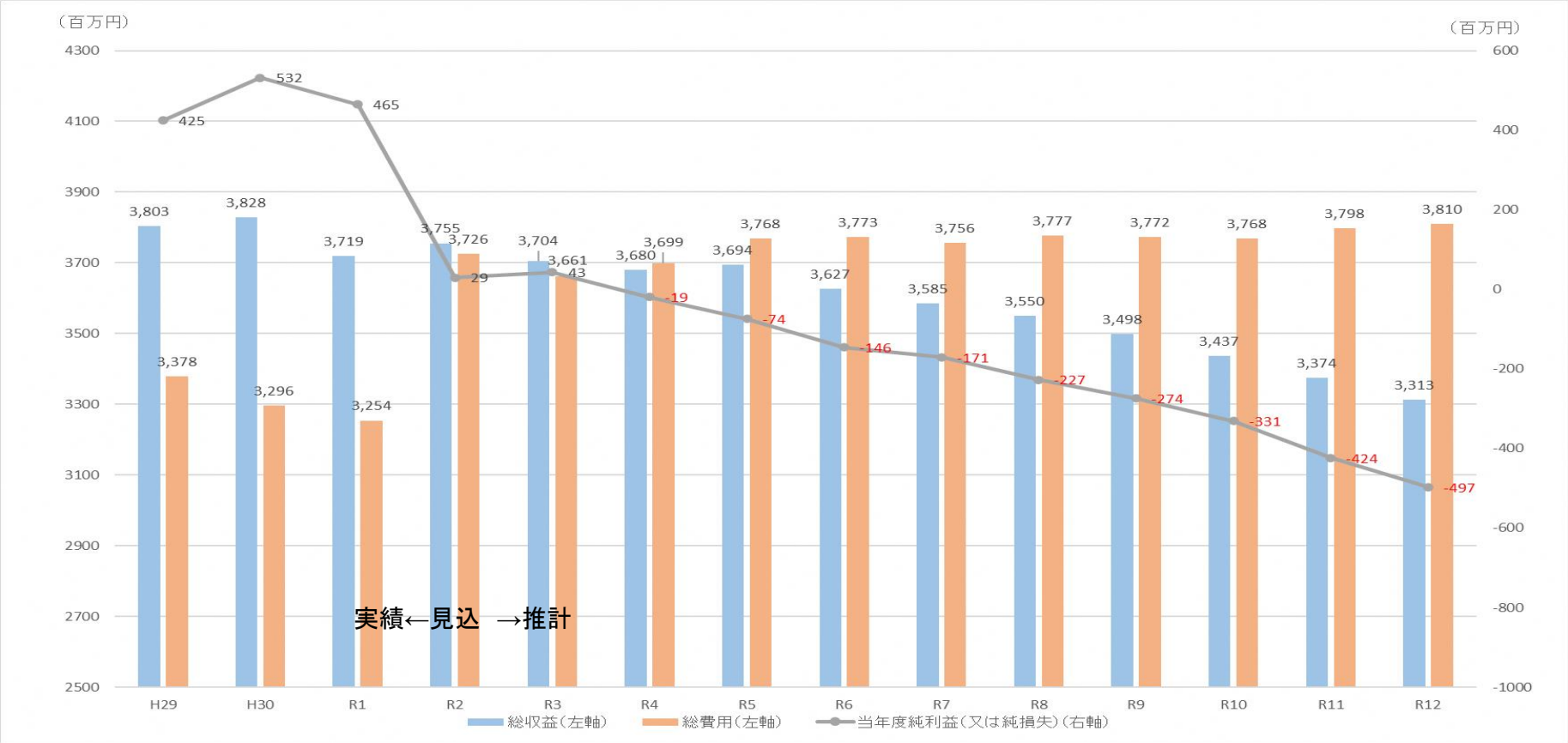

（6）現預金残高の推移（令和2年10月6日時点）

現預金残高の推移（令和2年10月6日時点）

- 単年度の現金収支は令和2度以降赤字が続くと見込まれます。そのため、単年度の現金収支の累積である現預金残高は、令和9年度からマイナスに転じることが見込まれます。
- 現預金残高のマイナスは水道事業経営の継続が難しくなることを意味するため、何らかの新たな収入確保策が必要となります。

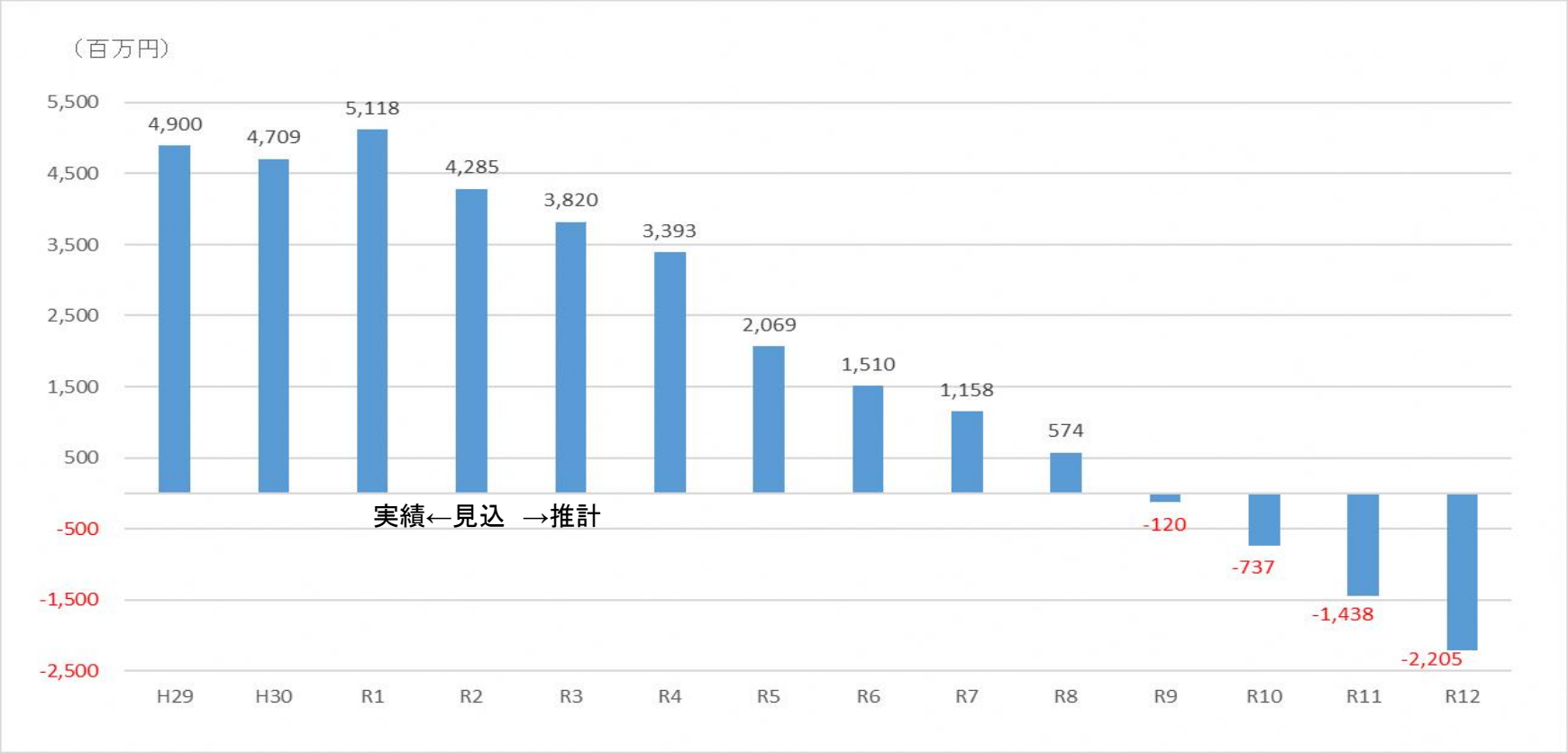

（7）佐倉市水道事業における主な計画　その①

佐倉市水道施設耐震化計画

- 佐倉市水道事業では、東日本大震災等を踏まえ、「佐倉市水道施設耐震化計画」を策定し、水道施設（水道管・浄水場等）の老朽化・耐震化対策を効率的に推進することとしています。耐震化計画の実施期間は、平成28年から令和37年までの40年間です。
- 本計画では、平成28年から令和12年までの15年間において、重要施設までの水道管の耐震化率を100%とすることを目標とし、電気、機械、計装については、法定耐用年数の1.5倍を更新基準として、順次更新を行う予定です。

霞ケ浦導水の完成を見据えた施設整備計画

- 当市は、千葉県環境保全条例により井戸の本数や汲み上げ量が厳しく制限されています。このため、地下水に替わる水源を確保する必要があり、ダム事業（奈良俣ダム、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業）に参画しています。
- 令和2年3月末には、八ッ場ダムが完成し、これにより当市の受水量は、令和元年度の１日当たり19,500立方メートルから24,500立方メートルに増加しています。
- また、現在、建設工事が進められている霞ヶ浦導水事業が完成しますと、県から暫定的に許可されている水源井戸を削減し、受水を更に増加せざるを得ません。（増加する受水量は、完成年度により変動しますが、 権利として確保している最大水量は、１日当たり約18,000立方メートル）
- しかし、当市水道事業の施設能力（配水池の容量等）では、１日当たり24,500立方メートルを上回る受水は困難であるため、霞ヶ浦導水事業の完成を見据え施設の拡充整備が必要です。
- 具体的には、志津浄水場と上座浄水場を結んでいる送水管の増設や南部浄水場配水池の築造です。

（7）佐倉市水道事業における主な計画　その②

目標

水道施設耐震化計画		現状値 2018（H30）	市総合計画前期 基本計画の目標値 2023（R5）	目標値 2030（R12）
重要施設 までの水道管	耐震適合管（km）	52	76	99
	延長（km）	99	99	99
	耐震適合率（%）	53	77	100

※重要施設は、病院、避難所、防災施設等を示します。

事業費

（単位：千円）

	R3～R5	R3～R12
水道管耐震化事業費	5,700,000	16,600,000
浄水場施設更新事業費	1,317,800	3,886,070
霞ヶ浦導水関連事業費	40,000	1,979,305

３. 財政推計結果のまとめと今後の方向性

（1）財政推計結果のまとめと今後の方向性

財政推計結果のまとめ

- 水道料金収入は、人口減少等よる有収水量の減少のため、令和3年度から令和12年度にかけて8%減少することが見込まれます。
- 費用については、施設更新や管路耐震化を進める必要があるため、資本的支出の建設改良費の増加により減価償却費の増加が見込まれます。さらに、八ツ場ダム完成（令和元年度）による受水の開始により、受水費は令和元年度までの約11億円から、令和2年度以降は約14億円と3億円程度の増加が見込まれます。
- 建設改良費については、水道施設の耐震化計画に基づき管路の耐震化及び浄水場施設の更新等を順次進めていきます。重要施設までの水道管の耐震化については喫緊の課題であるため、令和12年度までの完了を目指し計画的に進める必要があること、浄水場施設の更新については更新基準を法定耐用年数の1．5倍としていること、霞ケ浦導水の完成を見据えた施設整備が必要であることなどから、いずれも後年度への負担の先送りは認めがたい性質のものです。
- これらの複合的要因により、企業の経営成績を示す当期純利益は令和4年度に赤字に転じ、以降、年々マイナスの幅が拡大していくことが見込まれます。また、現預金残高についても令和元年度の約50億円をピークに、以降は漸減が続き、遂には令和9年度にはマイナスとなり、危機的状況となることが懸念されます。

今後の方向性

- 今後は経営環境が厳しさを増す中、健全で持続可能な水道事業を維持するため、施設更新や水道管の耐震化等を計画通りに進めていくことが必要です。
- 収益的収支においては人口減少等による料金収入の減少により収益の増加が見込まれない中、八ツ場ダム完成（令和元年度）による受水費の大幅な増加等により費用は増加し、今後、当年度純利益は赤字に転じていくことが見込まれることから、持続的な安定経営を維持するには、経費削減等の事務改善と併せて、料金についての抜本的なあり方について検討していくことが必要となります。
- 今後の懇話会においては、中長期的な料金水準と利用状況を踏まえた料金体系のあり方について検討する必要があると考えています。

４. 財政推計の概要について

（1）財政推計の概要について

本財政推計の目的

- 本財政推計の目的は、佐倉市下水道事業において、現行の使用料を継続した場合の収支状況の見通しを示し、今後の下水道事業経営の参考とするとともに、今後の使用料のあり方の方向性等を検討する上での材料とすることにあります。

本財政推計の期間

- 令和3度から令和12年度までを財政推計の期間として設定しています。
- 比較検討のため、平成29年度から令和元年度までの実績（決算数値）及び令和2年度の決算見込みを計上しています。なお、佐倉市上下水道ビジョンの計画期間は平成28年度から平成42年度まで（現：令和12年度）となります。

留意点

- 本財政推計結果は、あくまで令和2年10月6日時点の前提条件に基づく結果であり、今後、前提条件等の見直しを行っていくことも想定されます。
- 下水道事業については、雨水分と汚水分の合計での推計結果を提示しています。

５. 財政推計結果について

（1）下水道事業の財政推計の主な前提条件（令和2年10月6日時点）

	科目	推計方法	設定理由等
営業収入	使用料収入	使用料単価×有収水量推計値	有収水量（市人口推計に基づく上下水道部の水需要予測）を推計し、令和元年度の使用料単価（145.96円/㎥）を乗じて算出
	雨水処理負担金	佐倉市上下水道部による計画値	雨水処理に係る原価を総務省繰出基準（※）に基づき算出し、その同額を負担金収入（一般会計の負担）として計上
営業外収益	国庫補助金	国庫補助対象となる事業費×補助率	国庫補助対象となる事業費に補助率を乗じて算出
	他会計負担金	佐倉市上下水道部による計画値	汚水処理に係る費用の一部を総務省繰出基準に基づき算出し、負担金収入（一般会計の負担）として計上
	長期前受金戻入	資産取得額×補助金等の率×減価償却の償却率 ※償却率とは耐用年数のこと	毎年の資産取得のうち補助金等により取得した分を、減価償却に伴い収益化している。
営業費用	職員給与費	前年度平均職員給与費×佐倉市上下水道部における計画職員数	直近の給与の状況等を踏まえて推計 令和3年度以降は窓口等を業務委託することによる職員数の減少を見込んでいる
	修繕費	過去5年間の平均値	法適化以降の実績平均に、ストックマネジメント計画に基づく修繕工事等の計画値を加算
	流域下水道維持管理費	精算単価×汚水処理水量推計値	令和2年度以降の精算単価は、印旛沼流域下水道の法適化に伴い改訂された令和2年度単価（59.2円/㎥）を固定値とした。
	委託料	佐倉市上下水道部による計画値	毎年大きな変動がない清掃・保守・草刈等の法適化以降の実績平均に、ストックマネジメント計画に基づく調査・点検や耐震診断、窓口業務委託等の計画値を加算
	資産減耗費	建設改良費計画値×建設改良費に対する資産減耗費の比率（過去5ヶ年の平均値）	資産減耗費は建設改良費に比例して発生すると想定し、過去5ヶ年の平均値を使用し推計
	減価償却費	資産取得額推計値×減価償却の償却率 ※償却率とは耐用年数のこと	建設改良費により取得した資産取得額を耐用年数で費用計上
営業外費用	支払利息	既存債は、佐倉市上下水道部による計画値 新規債は、償還期間30年・利率0.5%	利率については、直近利率（過去3か年の最大利率）を参考に設定

※総務省繰出基準：地方公営企業に対し、一般会計が負担すべき内容を定めたもので毎年総務省から通知される

（1）下水道事業の財政推計の主な前提条件（令和2年10月6日時点）

	科目	推計方法	設定理由等
資本的収入	企業債	当市が考える現預金残高の水準を基本に計上 新規債は、償還期間30年、据置期間なし、利率0.5%	汚水‥当市が考える現預金残高（※）を維持しつつ、将来世代の負担増とならぬよう企業債の借入額は、当該年度の償還元金に建設改良費の15%相当額を加算した額を上限に設定。 雨水・・・原則、毎年度の事業費全額を計上
	他会計出資金	佐倉市上下水道部による計画値	総務省繰出基準に基づき、臨時財政特例債の償還元金や雨水建設改良工事に係る間接費（人件費等）に相当する金額を計上
	国庫補助金	国庫補助対象となる建設改良事業費×補助率	国庫補助対象となる事業費に補助率を乗じて算出 ※毎年の交付額には限りがあるため、収益的収入の国庫補助金と合わせて120百万/年を上限として計上
資本的支出	建設改良費	佐倉市上下水道部による計画値	今後の管路の改築修繕、ポンプ場の更新、建築物の耐震化等に係る費用を計上
	企業債償還金	既存債は、佐倉市上下水道部による計画値 新規債は、償還期間30年・利率0.5%	資本的収入_企業債で計上した借入金額から算出した償還額

（※）当市が考える現預金残高

当市下水道事業では、災害対応と大幅値上げの回避のため、年間使用料収入の1/2程度を確保することが望ましい、と考えています。（基準額としては、12億円～13億円程度）

【理由1：災害対応（災害への備え）】

- 現金収入が滞る大規模災害時に、利用者からの収入再開や本格的な復旧工事に着手するまでの期間として6カ月を想定し、それに見合う現預金を保有すべきと考えていること。

【理由2：大幅値上げの回避】

- 当市では、改定時の大幅値上げを回避するため、資産維持費の一部をあらかじめ確保することとし、その額は、水道料金算定要領を参考に償却対象資産の3%の1/2、1.5%相当の額が望ましいと考えていること。

（2）下水道事業に係る人口の推移（令和2年10月6日時点）

下水道事業に係る人口の推移（令和2年10月6日時点）

- 行政区域内人口、処理区域内人口、水洗便所設置済人口いずれも、平成29年度以降緩やかに減少していくことが見込まれます。
- 下水道を利用し、使用料を負担する水洗便所設置済人口は、令和3年度の157,010人から令和12年度には146,851人となり、6．4%の減少が見込まれます。
- 水洗便所設置済人口の減少に比例して、有収水量ひいては使用料収入の減少が見込まれます。

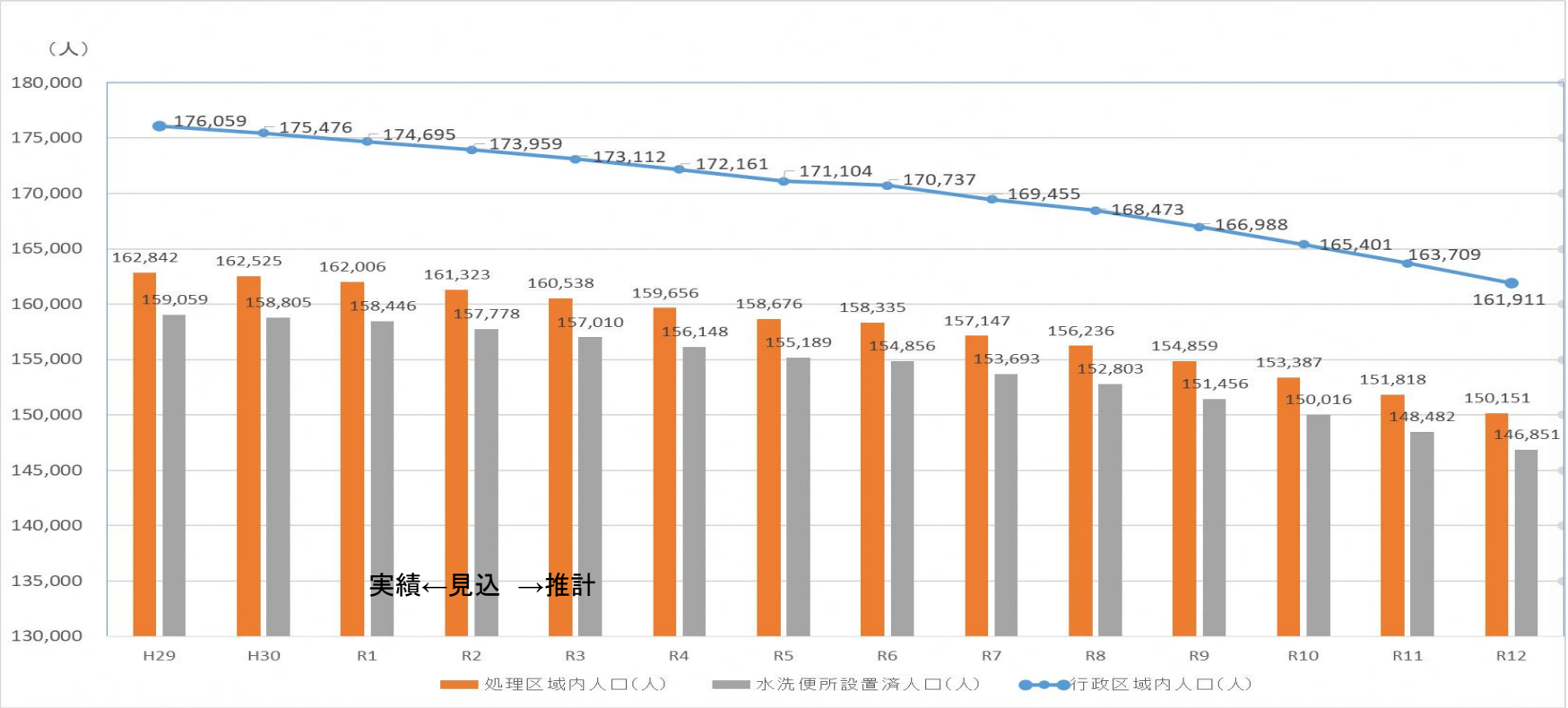

（3）年間汚水処理水量・年間有収水量の推移（令和2年10月6日時点）

年間汚水処理水量、年間有収水量の推移（令和2年10月6日時点）

- 今後、人口の減少に加えて、節水機器の普及や下水道使用者の節水意識の高まりにより、年間汚水処理水量と年間有収水量は、ともに緩やかに減少していくことが見込まれます。
- 使用料収入に直接影響する年間有収水量は、令和3年度の16,450千㎥から令和12年度には15,238千㎥となり、7．3%の減少が見込まれます。

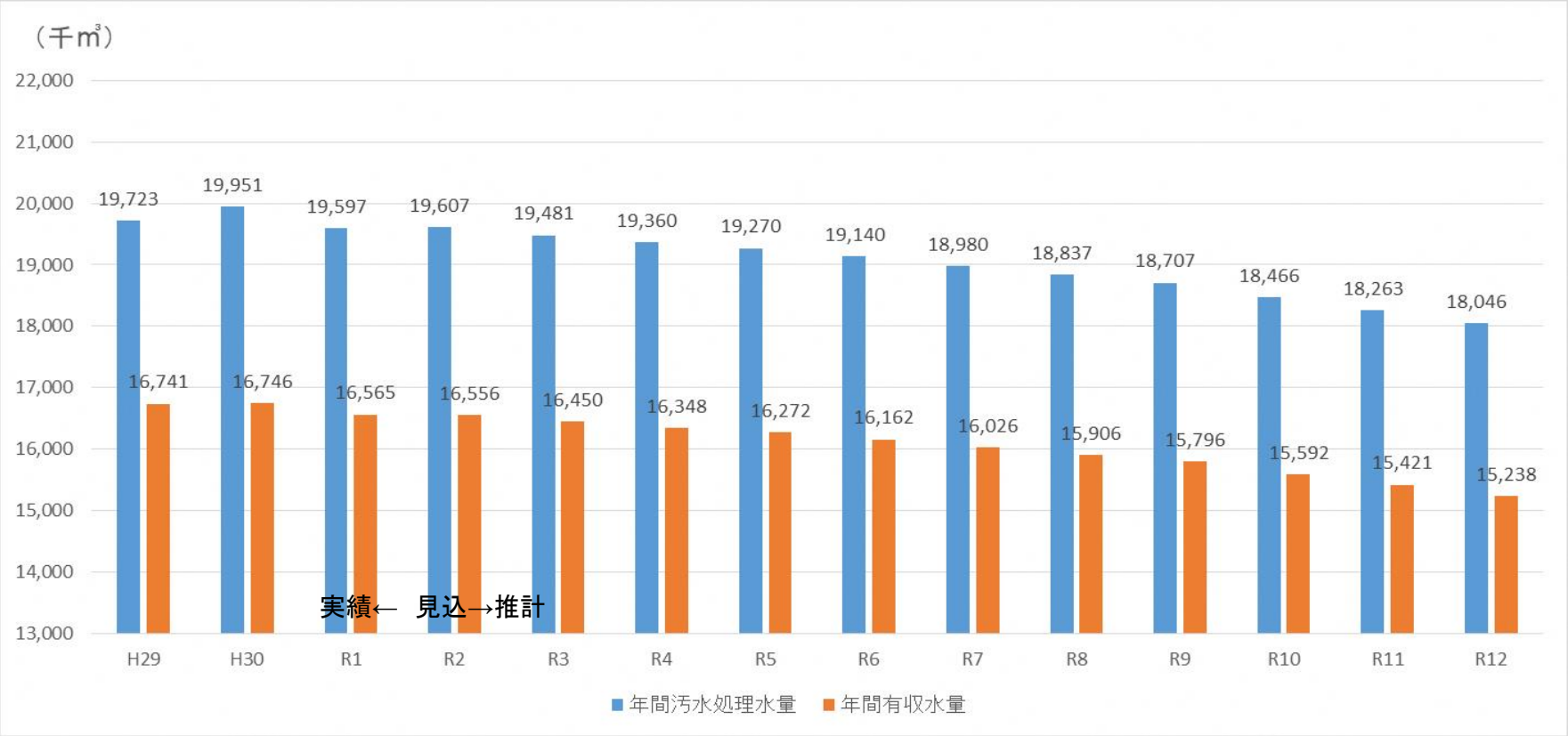

（4）使用料収入の推移（令和2年10月6日時点）

使用料収入の推移（令和2年10月6日時点）

- 下図は、現行の使用料水準・体系が継続された場合の下水道使用料収入を推計しています。
- 今後、人口減少に加えて節水機器の普及や下水道使用者の節水意識の高まりにより、年間有収水量が減少していくものと見込まれます。そのため、今後、下水道使用料収入は減少していくことが見込まれます。
- 使用料収入は、令和3年度の2,401百万円から令和12年度には2,224百万円となり、7．3%の減少が見込まれます。（下水道使用料を平成29年7月に改定しております）

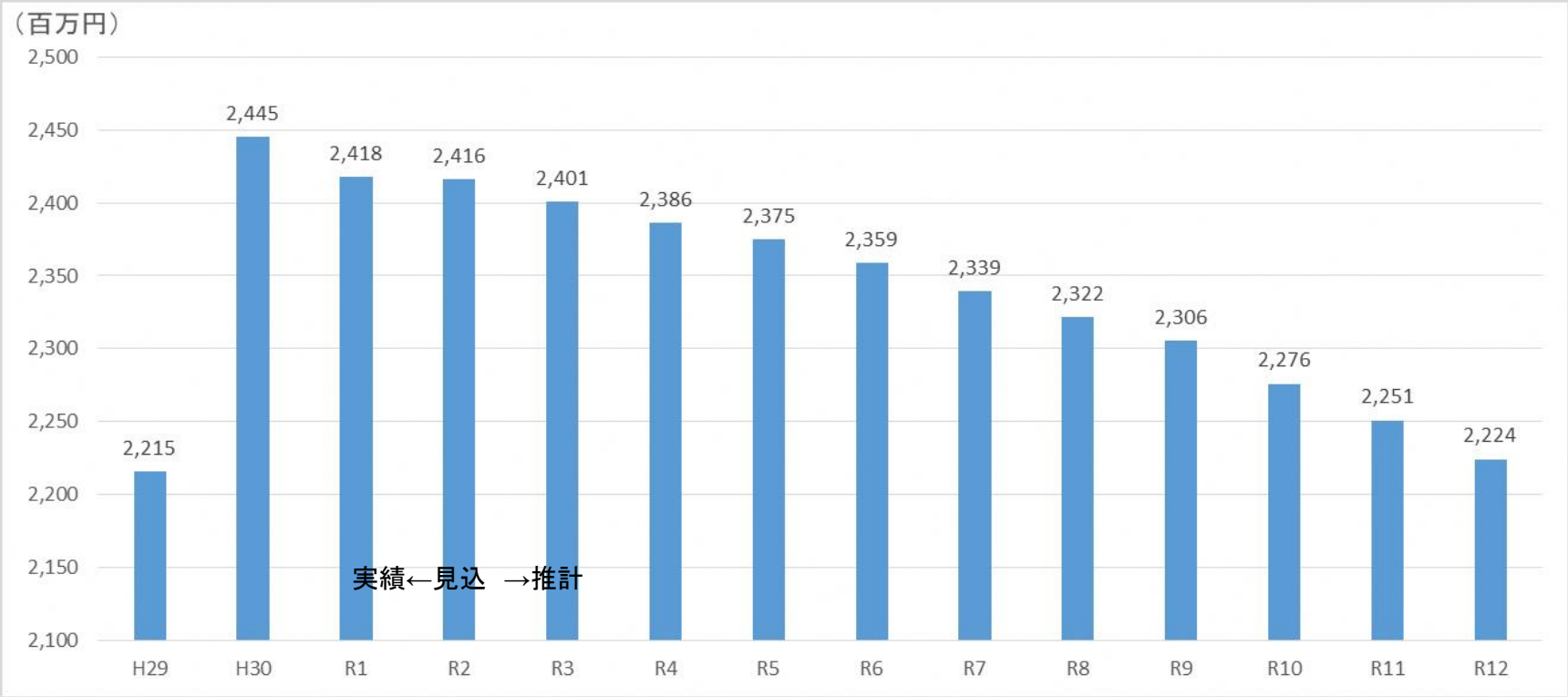

（5）当年度純利益（収益的収支差引）の推移（令和2年10月6日時点）

当年度純利益（収益的収支差引）の推移（令和2年10月6日時点）

■ 総収益は主に使用料収入減少により減少が見込まれる一方、費用は減価償却費等の増加により概ね増加傾向が見込まれます。その結果として、当年度純利益は平成30年度以降、減少傾向となることが見込まれます。

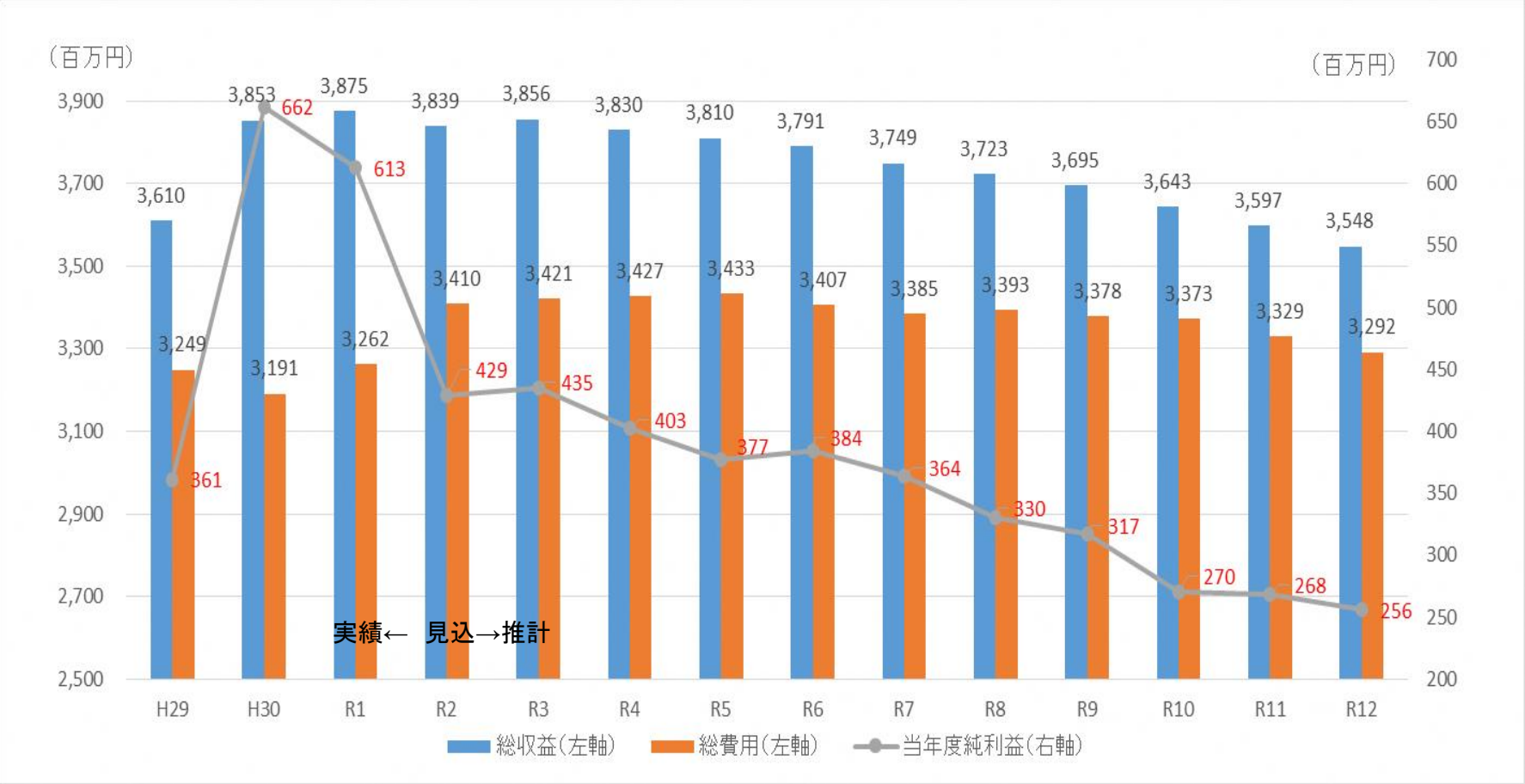

（6）現預金残高の推移（令和2年10月6日時点）

現預金残高の推移（令和2年10月6日時点）

- 単年度の現金収支は平成29年7月の使用料改定により、平成30年度以降、現金預金残高は増加傾向に転じております。
- 今後、工事量の増加や印旛流域下水道の負担金の増額等により、令和2年度以降、現預金残高はマイナス傾向となりますが、中長期的には一定額を維持することが見込まれます。

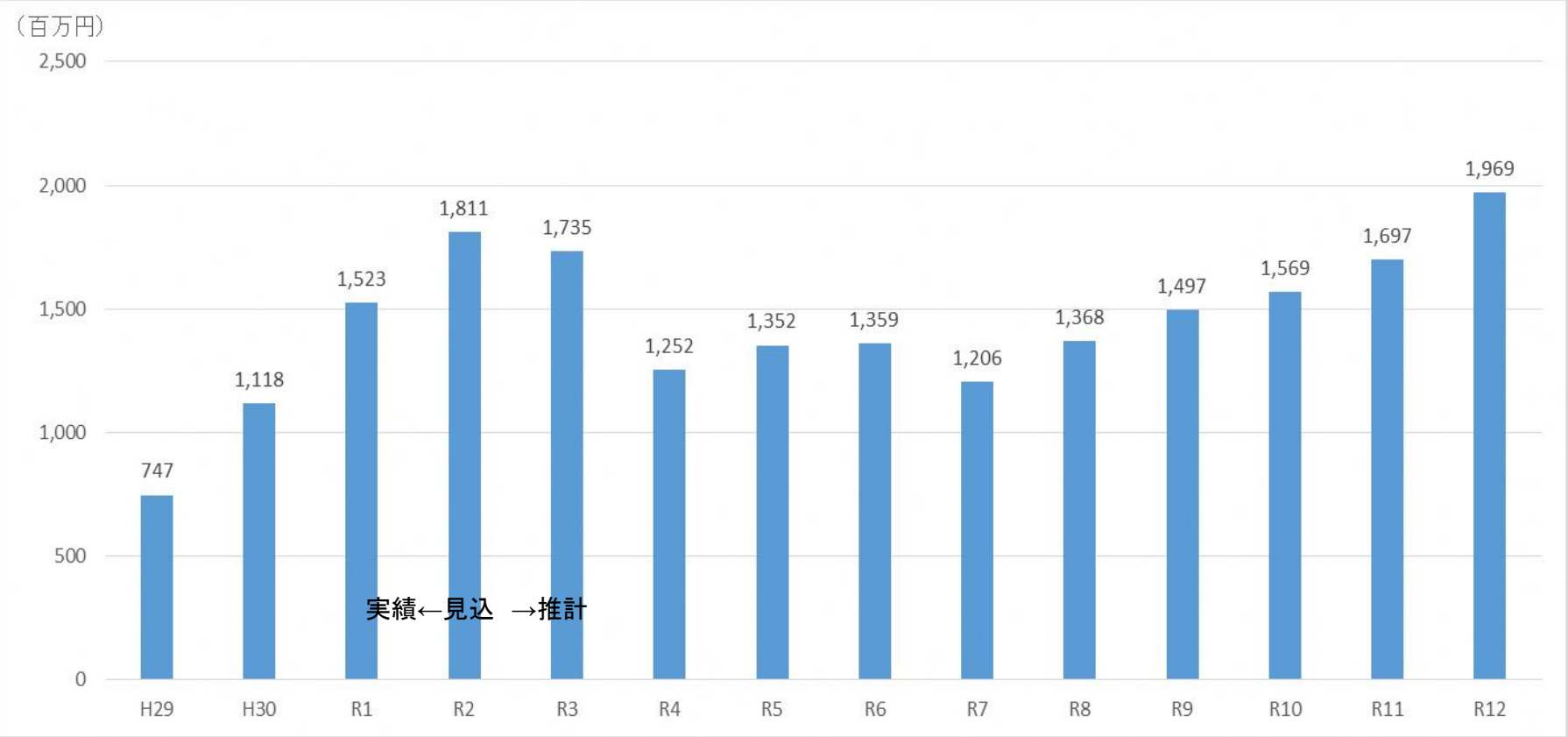

（7）佐倉市下水道事業における主な計画　その①

佐倉市公共下水道長寿命化基本計画（平成23年度）

■ 下水道施設の長寿命化を図るための予防保全や改修等に係る計画。（国の長寿命化支援制度に対応するため策定）
・24年間　119km（改築：69.4km　修繕：49.3km）

佐倉市公共下水道長寿命化計画（平成24年度）

■ 優先度が特に高いと判定された千成団地・鳳翔団地・殖産団地周辺路線の長寿命化工事に係る計画を策定。

※平成28年4月に下水道ストックマネジメント支援制度が創設され、支援制度を活用した施設の改築等の実施は、同計画の策定が前提とされ、長寿命化支援制度は、最長平成32年度までとされた。

佐倉市公共下水道ストックマネジメント実施方針（平成29年度）

■ 下水道施設の老朽化の進展状況を考慮し、点検・調査、修繕・改善等を総括的にとらえ、施設の維持管理と改築を効率的に実施するための計画。
・管渠の点検・調査は、35年間で市内全域（815km）を一巡し、特に腐食が懸念される特定区間（1.6km）については、5年間に1回実施。
・ポンプ場は令和11年度までに、市内6箇所の耐震診断・設計・工事を実施。

佐倉市公共下水道ストックマネジメント計画（平成30年度）　※実施方針に基づく具体計画

■ 点検調査優先度が特に高いと判定されたブロック（臼井エリア2幹線他）を対象に策定された短期計画。（R1～R5）
・管渠　0.6km改築、2.4km修繕（緊急度Ⅱ以上）
・マンホール　89基改築、60基修繕（緊急度Ⅱ以上）
・中継ポンプ場　（志津）設計→工事、（岩名）耐震診断→設計→工事、（臼井）耐震診断→設計

（7）佐倉市下水道事業における主な計画　その②

目標

ストックマネジメント計画		現状値 2018（H30）	市総合計画前期 基本計画の目標値 2023（R5）	目標値 2030（R12）
下水道管	点検・調査済（km）	24	143	274
	延長（km）	827	827	827
	点検・調査率（%）	3	17	33

事業費

（単位：千円）

	R3～R5	R3～R12
下水道管　汚水拡張事業費	136,251	136,251
下水道管　汚水改築事業費	2,116,735	7,890,815
中継ポンプ場等施設更新事業費	444,413	1,710,289

下水道管　雨水事業費	2,588,455	4,052,248

６. 財政推計結果のまとめと今後の方向性

（1）財政推計結果のまとめと今後の方向性

財政推計結果のまとめ

- 下水道使用料収入は、平成29年7月の使用料の改定により増加となりましたが、人口減少等による有収水量の減少のため、令和3年度から令和12年度にかけて7．3%減少することが見込まれます。
- 費用については、令和2年度から県の流域下水道が企業会計に移行し、汚水処理に係る単価が値上げ改定されました。この結果、令和2年度の当年度純利益は、大幅に減少し、加えて、管路の改築修繕や中継ポンプ場の更新、耐震化等を進める必要があるため、減価償却費の増加とともに、当年度純利益は減少傾向となる見込です。
- 現預金残高は平成30年度以降、増加傾向となっておりますが、これは使用料改定の効果に加えて、管路等の更新事業に係る国の補助制度が点検を重視したものに変更された影響で、事業費を一時的に縮小したことも要因となっています。
- 以上を踏まえ、本推計期間の現預金残高は、令和2年度以降、マイナス傾向に転じますが、中長期的には一定額を維持するものと見込まれます。

今後の方向性

- 収益的収支の改善や現預金の適正な保有残高の維持は、強固な財務基盤を裏付ける重要なファクターとなります。この点、今後の下水道事業は、県の流域下水道の企業会計移行による負担金の増加に加え、管路等の更新工事や中継ポンプ場の耐震化等が本格化するなど、支出の増加要因が懸念されますが、本推計期間では、黒字経営を維持し、当市が考える現預金残高（12億円から13億円）の水準を維持することが可能と思われます。
- また、下水道事業については、平成29年7月に33%の大幅値上げを実施し、財務状況は大きく改善しましたが、市民や事業者の皆様に大変な負担をおかけしたことも配慮すべき重要な要因と考えます。
- 以上のことから、下水道事業は、今後、人口減少等に使用料収入の減少及び建設改良費の増加など経営環境が厳しくなりつつも、事務改善等による経営の効率化を継続することにより、現時点においては、現行の使用料体系で当面の間は、安定的な経営を維持することが可能と考えております。

７. 生活保護減免に係る検討事項

（1）生活保護減免に係る検討事項

生活保護減免制度の運用については、行政改革懇話会からの提言において、「少子高齢化社会の進展を背景とした行政需要の増加により、扶助費等の歳出額は年々増加している。今後も更なる少子高齢化により歳出額の増加は避けられないものと想定されるが、社会情勢に合わなくなった事業は廃止し、その財源をもって市民が安心して住み続けられるよう必要とされる行政サービスの精査に努められたい」とされており、その提言を受けた第6次佐倉市行政改革実施計画において、改革項目に挙げられています。

検討事項していただきたいこと

1　本市の生活保護減免制度は、水道事業が、佐倉市給水条例、下水道事業が佐倉市下水道条例に基づき運用しているが、いずれも運用開始から相当の期間が経過し、制度を取り巻く社会環境が大きく変貌していることから時代や環境の変化に対応した事業運営を行うにあたり、制度を存続させる必要性について

2　生活保護費のうち生活扶助費の基準額に、水道料金・下水道使用料は、光熱水費として含まれることから、負担の適正化を図るため、制度を廃止とするかについて

なお、減免相当額は、一般会計からの繰入は出来ず、受益者負担の原則から、使用者が負担しているものである。（廃止することにより、値上げの抑制効果となる）

第6次佐倉市行政改革大綱（令和2年3月） から抜粋

基本目標３：市全体の取組みによる改革

～多様な主体が連携・協力して取り組むまちづくりの推進～

③安心して住み続けられるまちづくりの推進

少子高齢社会の進展を背景とした行政需要の増加により、扶助費等の歳出額は年々増加しています。今後も更なる少子高齢化により歳出額の増加は避けられないものと想定されますが、社会情勢に合わなくなった事業は廃止し、その財源をもって市民が安心して住み続けられるように必要とされる行政サービスに充てます。

扶助費に限らず、公共施設やインフラ施設の整備等に係る投資的経費についても、事業の優先順位を定めて財政運営の効率化と最適化を図ります。

改革項目	概要
社会情勢にあった福祉サービスの実施	・社会情勢、財政状況に応じた市単独扶助事業、減免制度の精査、見直し
投資的経費に係る優先順位の設定	・公共施設、インフラ整備等について、事業の優先順位を設定

８. 生活保護の概要

（1）生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
○ 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

・不動産、自動車、預貯金等の資産
・稼働能力の活用
・年金、手当等の社会保障給付
・扶養義務者からの扶養　　等

◇保護の開始時に調査
（預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等）
◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

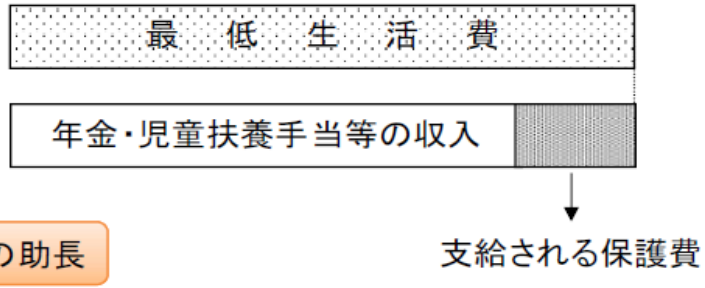

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

・ケースワーカーの月１回の家庭訪問等による就労指導
・福祉事務所とハローワークの連携強化
・福祉事務所への就労支援員の増配置

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。（生活保護法第8条第2項）

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支　給　内　容
日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱水費等）	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）

※上記のほか、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。

※厚生労働省　H310318_第1回生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会より抜粋

「光熱水費等」とは、
　生活保護基準算定の基礎となる全国消費実態調査の分類では、「光熱･水道」に分類され、「電気代･ガス代･他の　光熱(灯油･石炭など)」と並び「上下水道料」とある。

生活保護のしおり（佐倉市社会福祉課作成のしおりから抜粋）

－生活保護の内容－

＜生活保護の種類＞

生活保護には、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の８種類の扶助と臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助と安定した職に就いたこと等で保護を要しなくなった者に支給ができる就労自立給付金、生活保護世帯の子供たちが大学等への進学の支援を図ることを目的とする進学準備給付金があり、国の定めた基準により世帯の必要に応じて、それぞれ受けることができます。

生活保護は事前の申請が原則必要ですが、一時扶助などについては支給に一定の条件がある場合がありますので、特に社会福祉課（担当ケースワーカー）に事前の相談・申請を行ってください。

1 生活扶助　食べるもの、着るもの、光熱水費など日常のくらしの費用
2 教育扶助　義務教育に必要な費用(給食代、学級費、教材代、校外活動参加費等)
3 住宅扶助　家賃、地代など
4 医療扶助　ケガや病気の治療をするための費用(通院費、コルセット、眼鏡等含)
5 介護扶助　介護サービス利用料(福祉用具、住宅改修等含)
6 出産扶助　お産をするための費用（児童福祉法の助産施設利用不可の場合のみ）
7 生業扶助　自立のための技能習得費用（高等学校で就学するための費用含）
8 葬祭扶助　受給者が葬祭を行う場合の費用

9ページ抜粋

－生活保護を受けると－

＜使えなくなるもの＞

1 国民健康保険証、国民健康保険組合の保険証(たとえば大工、美容師、理容師の組合)
2 後期高齢者医療被保険者証
3 介護保険（２号被保険者のみ・・・介護サービスは利用できます）
※介護保険１号被保険者は継続して利用できます

＜免除されるもの＞

1 地方税・・・・・・・住民税、固定資産税(滞納分は含まれません)
※一部免除されない場合もあります
2 国民年金・・・・・・保険料（任意加入分は免除できません）
3 検査、検診・・・・・市が実施する健康診査料と各種ガン検診料、
4 上・下水道・・・・・基本料金
5 放送・・・・・・・・NHK放送受信料(NHK千葉支局に相談してください)
※NHK 料金徴収員に生活保護を受けている旨申し出てください。契約内容が変わるごとに申請が必要となる場合があります
6 高校授業料・・・免除申請については、各高校に申請することになります
7 佐倉市手数料条例に規定された免除できる証明書

14ページ抜粋

（参考）佐倉市（2級地-1）

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（令和元年10月）

【最低生活費 ＝Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ】

（単位：円／月額）

生活扶助基準（第1類）

年齢	基準額①						基準額②						基準額③					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	21,820	20,830	19,850	18,860	17,890	16,910	27,040	25,880	24,440	23,870	22,810	21,860	44,630	43,330	41,190	41,190	38,340	36,940
3～5	27,490	26,260	25,030	23,780	22,560	21,310	30,390	29,100	27,470	26,840	25,650	24,560	44,630	43,330	41,190	41,190	38,340	36,940
6～11	35,550	33,950	32,350	30,750	29,160	27,550	34,880	33,380	31,530	30,790	29,420	28,180	45,640	44,320	42,140	42,140	39,220	37,780
12～17	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030	39,720	38,030	35,910	35,070	33,510	32,100	47,750	46,350	44,070	44,070	41,030	39,520
18～19	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030	39,720	38,030	35,910	35,070	33,510	32,100	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
20～40	42,020	40,140	38,240	36,350	34,460	32,570	38,970	37,310	35,230	34,410	32,880	31,500	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
41～59	39,840	38,050	36,250	34,470	32,680	30,880	39,920	38,200	36,070	35,230	33,680	32,260	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
60～64	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200	39,540	37,850	35,730	34,910	33,350	31,960	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
65～69	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200	39,540	37,850	35,730	34,910	33,350	31,960	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510
70～74	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620	34,310	32,840	31,010	30,290	28,940	27,730	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510
75～	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620	34,310	32,840	31,010	30,290	28,940	27,730	40,920	39,730	37,780	37,780	35,160	33,870

人員	逓減率①						逓減率②						逓減率③					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683

生活扶助基準（第2類）

人員	基準額①						基準額②						基準額③					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	45,320	43,280	41,240	39,210	37,160	35,130	41,380	39,600	37,400	36,540	34,910	33,440	28,890	27,690	27,690	27,690	27,690	27,690
2人	50,160	47,910	45,640	43,390	41,130	38,870	50,890	48,710	46,000	44,930	42,940	41,120	42,420	40,660	40,660	40,660	40,660	40,660
3人	55,610	53,110	50,600	48,110	45,600	43,100	60,000	57,430	54,230	52,970	50,620	48,480	47,060	45,110	45,110	45,110	45,110	45,110
4人	57,560	54,970	52,390	49,780	47,200	44,610	62,490	59,800	56,470	55,160	52,700	50,480	49,080	47,040	47,040	47,040	47,040	47,040
5人	58,010	55,430	52,800	50,210	47,570	44,990	66,610	63,760	60,210	58,810	56,200	53,840	49,110	47,070	47,070	47,070	47,070	47,070

※ 冬季には地区別に冬季加算が別途計上される。札幌市の例：4人世帯の場合は月額22,270円（10月～翌4月）

生活扶助基準（第1類＋第2類）①　　生活扶助基準（第1類＋第2類）②　　生活扶助基準（第1類＋第2類）③

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた逓減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助本体に係る経過的加算（別表）　　生活扶助本体に係る経過的加算（別表）

生活扶助基準（第1類＋第2類）②の3分の1 ＋ （生活扶助基準（第1類＋第2類）③＋生活扶助本体における経過的加算）の3分の2【A】

※「生活扶助基準（第1類＋第2類）②」が「生活扶助基準（第1類＋第2類）①×0.9」より少ない場合は、「生活扶助基準（第1類＋第2類）①×0.9」に読み替える。

※「生活扶助基準（第1類＋第2類）③」が「生活扶助基準（第1類＋第2類）①×0.855」より少ない場合は、「生活扶助基準（第1類＋第2類）①×0.855」に読み替える。

加算額【B】

	1級地	2級地	3級地
障害者			
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,810	24,940	23,060
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,870	16,620	15,380
母子世帯等			
児童1人の場合	20,300	18,800	17,500
児童2人の場合	24,200	22,400	20,800
3人以上の児童1人につき加える額	2,300	2,200	2,000
児童を養育する場合			
3歳未満の場合	11,820（児童1人につき）		
3歳以上18歳までの場合	10,190（児童1人につき）		
第3子以降の小学校修了前の場合	11,820（児童1人につき）		

①該当者がいるときだけ、その分を加える。
②入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
③このほか、「妊産婦」などがいる場合は、別途妊産婦加算等がある
④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
⑤障害者加算と母子加算は原則併給できない。

※ 一定の要件を満たす「母子世帯等」及び「児童を養育する場合」には、別途経過的加算（別表）がある。

住宅扶助基準【C】

	1級地	2級地	3級地
実際に支払っている家賃・地代	53,700	45,000	40,900

※ 東京都の例（単身の場合）。基準額の範囲内で実費相当が支給される。

教育扶助基準、高等学校等就学費【D】

	小学生	中学生	高校生
基準額	2,600	5,100	5,300

※ このほか必要に応じ、教材費・クラブ活動費・入学金（高校生の場合）などの実費が計上される。

介護扶助基準【E】

居宅介護等にかかった介護費の平均月額

医療扶助基準【F】

診療等にかかった医療費の平均月額

最低生活費認定額

※ このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費の一定額がさらに加えられる。

９. 生活保護減免の状況

（1）減免の根拠

〇佐倉市給水条例（平成10年３月31日条例第22号） ※昭和34年佐倉市条例第16号を全部改正

（料金の軽減又は免除）

第35条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するものについては、料金を軽減又は免除することができる。

（1） 公益のために特に必要と認めて使用した水量

（2） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者

（3） 天災その他の災害により著しい被害を受けた者

（4） 前3号に定めるもののほか、特別な理由があると認める者

〇佐倉市下水道条例（昭和42年３月25日条例第13号の２）

（使用料の減免）

第19条　管理者は公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、占用料を減免することができる。

〇佐倉市下水道条例施行規程

（減免の申請）

第18条　条例第19条の特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1） 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、使用料又は占用料の支払いが困難であること。

（2） 生活保護法（昭和25年法律第44号）第６条第１項に規定する被保護者であること。

（3） その他管理者が必要と認める場合

（2）水道料金及び下水道使用料の減免状況

（金額は税込）

年度	生活保護世帯数（世帯）	水道減免世帯数（世帯）	下水道減免世帯数（世帯）	水道料金減免額（円）	下水道使用料減免額（円）	減免額合計（円）
令和元年度	950	658	603	5,254,741	8,030,035	13,284,776
	1世帯の標準的な減免金額（1か月分）			572（※1）	1230（※2）	1,802

※1　水道料金　・・・　基本料金（税込）のみ減免　メータ13mmの1か月相当分で算定
※2　下水道使用料　・・・　基本使用料（税込・20㎥まで））のみ減免　1か月相当分で算定

◎水道料金

水道料金は、水道メータの口径の大きさに応じてお支払いいただく基本料金と使用水量に応じてお支払いいただく従量料金からなっています。

◎水道料金表（2か月分・税込み）

基本料金	
メータ口径	料　金
13mm	1,144円
20mm	2,398円
25mm	4,290円
30mm	7,590円
40mm	13,090円
50mm	21,120円
75mm	47,080円
100mm	83,600円
150mm	182,600円

従量料金（1㎥につき）	
区分（使用水量）	料　金
1㎥ ～ 20㎥	88円
21㎥ ～ 40㎥	143円
41㎥ ～ 60㎥	198円
61㎥ ～ 140㎥	253円
141㎥ 以上	297円

（水道料金計算例）（口径20mmで使用水量が 50㎥の場合）

基本料金　　従量料金　　水道料金

2,398円＋（88円×20㎥＋143円×20㎥＋198円×10㎥）＝8,998円

◎水道料金早見表（2か月分・税込み）

基本料金と従量料金を合計して計算してください。

◎下水道使用料

下水道使用料は、基本使用料と基本排出量を超えて排出した汚水量に応じてお支払いいただく超過使用料からなっています。

◎下水道使用料表（2か月分・税込み）

区　分	汚　水　量	使　用　料
基本使用料	20㎥ まで	2,459円60銭
超過使用料 1㎥につき	21㎥ ～ 40㎥	124円30銭
	41㎥ ～ 60㎥	152円90銭
	61㎥ ～ 100㎥	196円90銭
	101㎥ ～ 200㎥	233円20銭
	201㎥ ～1,000㎥	255円20銭
	1,001㎥ 以上	270円60銭

（下水道使用料計算例）（汚水量が 50㎥の場合）

基本使用料　　超過使用料　　下水道使用料

2,459円60銭＋（124円30銭×20㎥＋152円90銭×10㎥）＝6,474円（円未満切捨て）

（3）過去10年間の減免状況

(金額は税込)

年度	生活保護世帯数（世帯）	水道減免世帯数（世帯）	下水道減免世帯数（世帯）	水道料金減免額（円）	下水道使用料減免額（円）	減免額合計（円）
平成22年度	759	569	492	4,463,851	4,890,900	9,354,751
平成23年度	824	624	547	4,884,925	5,453,700	10,338,625
平成24年度	862	623	549	4,843,608	5,488,140	10,331,748
平成25年度	864	619	549	4,836,369	5,488,560	10,324,929
平成26年度	859	633	562	4,986,718	5,616,240	10,602,958
平成27年度	868	658	585	5,192,161	5,838,000	11,030,161
平成28年度	906	665	598	5,232,661	5,971,140	11,203,801
平成29年度	897	686	621	5,388,821	7,539,087	12,927,908
平成30年度	931	683	620	5,436,708	8,233,798	13,670,506
令和元年度	950	658	603	5,254,741	8,030,035	13,284,776

※令和元年度の生活保護減免は、平成22年度と比較すると、金額ペースで、42%の増加となっております。

（4）千葉県内の状況 （令和2年4月現在）

〇水道事業
千葉県内　３８事業者のうち、佐倉市を含む　７事業者が生活保護受給者に対する減免制度があります。
一方。減免制度がない事業者は、３１事業者あります。

〇下水道事業
千葉県内　３４事業者のうち、佐倉市を含む１７事業者が生活保護受給者に対する減免制度があります。
一方。減免制度がない事業者は、１７事業者であります。
なお、減免制度がない事業者のうち、４事業者は、過去に減免制度を廃止しています。
（廃止については、平成20年度以降に廃止したものを集計）

※事業者としているのは、市町村ごとの運営ではなく、千葉県営水道局のように広域化し、経営を行っているためであり、水道事業と下水道事業の事業者数が異なるのは、運営の範囲が異なるためである。

減免制度のある事業者

水道事業	下水道事業
佐倉市、松戸市、印西市、白井市、流山市	佐倉市、松戸市、印西市、白井市、流山市
千葉市、千葉県水道局（※1）	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市、船橋市、市原市、野田市、旭市、大網白里市、柏市、八街市、木更津市、栄町

※1　市川市、鎌ヶ谷市、浦安市の全域及び千葉市、船橋市、習志野市、松戸市、市原市、成田市、印西市、白井市の一部

（5）制度見直しの状況

廃止をした理由については、生活保護法により支給される「生活扶助」には、水道料金、下水道使用料が含まれていることから、負担の適正化を図るためや行政改革によるものです。

	水道事業	下水道事業
袖ヶ浦市	実施していない （かずさ水道広域連合企業団として）	平成21年 7月　廃止
東金市	実施していない （山武郡市広域水道企業団として）	平成25年10月　廃止
館山市	実施していない （三芳水道企業団として）	平成30年 4月　廃止
千葉市	実施している （市営水道として）	令和 2年 4月　廃止 ※経過措置　1年間

	水道事業	下水道事業
神奈川県営水道	平成27年4月～	―
藤沢市（神奈川県）	県営水道として廃止	令和元年7月～
厚木市（神奈川県）	県営水道として廃止	令和2年4月～
川西市（兵庫県）	平成29年4月～ ※経過措置として平成28年度以前より継続して適用を受けている世帯は、平成29年度2期分（平成29年6月または7月の水道メーター検針分）より廃止します。	平成29年4月～